

豊橋市立南部中学校PTA会則

第一章 総 則

第1条 〔名称及び所在地〕

本会は、豊橋市立南部中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条 〔会 員〕

本会は、豊橋市立南部中学校生徒の父母またはこれに代わる人（監護人）ならびに本校に勤務する職員をもって組織する。

第3条 〔目 的〕

本会は学校と家庭との関係を密にし、父母と教師の協力により、教育の刷新強化を図り、会員の教養の向上と生徒の健全育成ならびに福祉増進を図ることを目的とする。

第4条 〔入退会〕

会長は、生徒の入学・転入に際し、その保護者にPTAの加入協力を求めること。

会員の退会にあたっては、書面をもって会長に届けること。ただし、生徒の学籍がなくなった場合にはこの限りではない。

退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。

第二章 役員・委員組織

第5条 〔役員・委員〕

本会に次の役員および委員を置く。

- | | | |
|-----|------|---------------|
| ・役員 | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 3名（内1名は教頭） |
| | 書記 | 2名（内1名は教諭） |
| | 会計 | 3名（内1名は教諭） |
| | 会計監査 | 2名（各小学校区1名） |
| ・委員 | 常任委員 | 若干名 |
| | 委員 | （各町若干名、各学級1名） |

第6条 〔役員を選出〕

役員は、定期総会において選任する。ただし、候補者は、会長より委嘱された候補者選考委員会によって選考し、総会において承認を受ける。

第7条 〔委員を選出〕

委員は各町および各学級より選任する。

第8条 〔任期〕

役員・委員の任期は1年とする。ただし、再選することができる。

第9条 〔任務〕

本会の役員、委員の任務は次のとおりとする。

- ・会 長 本会を代表し、一切の仕事の総括をする。
- ・副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- ・書 記 役員会その他諸会議の議事録を作成する。

- ・会 計 財務及び会計の事務処理を行う。
- ・会計監査 会計経理の監査をおこなう。
- ・常任委員 役員、常任委員会に出席して諸活動をおこなう。
- ・委 員 委員会に出席して諸活動をおこなうとともに、各専門部会に所属し諸活動を計画立案して運営にあたる。

第10条 〔顧問・相談役〕

本会に顧問・相談役を置くことができる。顧問・相談役は、会議に出席し意見を述べることができる。

第三章 役員・委員組織

第11条 〔役員・委員〕

本会に次の機関を置く。

- 1 総会 2 役員・常任委員会 3 委員会 4 専門部会

第12条 〔総 会〕

定期総会は、毎年1回、年度はじめに開催し、事業・決算・予算案を議決する。また、役員の承認と会則の改廃をおこなう。

必要があるときは、会長は、役員・常任委員会にはかり、臨時総会を開くことができる。

第13条 〔役員・常任委員会〕

役員・常任委員会は、会長が必要に応じて召集し、次のことをおこなう。

- 1 総会・委員会の議決事項の運営
- 2 委員会に提出する議案の審議
- 3 その他目的達成のための諸活動の審議

第14条 〔委員会〕

委員会は、会長が必要に応じて召集し、次のことをおこなう。

- 1 総会に提出する議案の審議
- 2 役員・常任委員会が提案する事項の議決
- 3 その他

第15条 〔専門部会〕

専門部会は、部長が必要に応じて召集し、次のことをおこなう。

- 1 委員会の議決事項の運営
- 2 その他

第16条 〔議 決〕

会議の議決は、出席会員の2分の1以上の同意を要する。

第四章 会 計

第17条 〔会 費〕

本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。会費の金額は総会で決める。

第18条 〔会計年度〕

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。

第五章 会則の改正と細則

第19条 〔会則の改廃〕

会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改廃することができる。

第20条 〔細 則〕

本会に必要とする細則は、役員・常任委員会の議決によって設けることができる。

付 則	本会則制定	昭和49年 5月 7日
	第1次改正	昭和50年 5月 1日
	第2次改正	昭和59年11月25日
	第3次改正	昭和60年 5月 9日
	第4次改正	昭和63年 5月 6日
	第5次改正	平成13年 4月 1日
	第6次改正	平成21年 4月30日
	第7次改正	平成30年 4月19日
	第8次改正	令和 3年 2月12日

細 則

- 1 会長および副会長は、各小学校区持ちまわりで選出する。
- 2 書記は、各小学校区交代で1名選出する。
- 3 会計および会計監査は、各小学校区より選出する。
- 4 役員候補者の選考は、会長が委嘱した役員選考委員会がこれにあたる。
- 5 常任委員は、各学年より選出された学年委員長と学年副委員長および地区委員より選出された若干名とする。
- 6 校長は、本会の顧問とする。
- 7 各校区自治会長は、相談役とする。
- 8 各専門部の部長は、会長、副会長以外の役員および常任委員とする。なお、各専門部に副部長若干名を置く。
- 9 専門部は次の5部とする。
 - ・文化部 会員の教養面の向上のための諸活動
 - ・広報部 活動記録、新聞の編集と発行
 - ・庶務部 諸行事の事務活動
 - ・生活指導部 生徒の生活指導、安全対策
 - ・福祉厚生部 会員ならびに生徒の福祉・厚生のための諸活動
- 10 慶弔は、別の定めによる。
- 11 会員の保険は別の定めによる。
- 12 細則の改廃は、役員・常任委員の3分の2以上の賛成を得ておこなう。

内 規

- 1 会長・副会長は、地区委員と別に選出する。
- 2 令和6年度は、会長：栄校区、副会長：福岡校区、書記：栄校区。

南部中学校 PTA 慶弔規定

第1条 会員並びに関係者が死亡した場合、次のように弔意を表す。

- (1) 役員・委員・一般会員 (※ 生徒の両親および保護者)
香料10,000円、生花1基を供え、役員・当該学年委員長が会葬する。
通夜には、3,000円相当の淋見舞いをもって、会長・副会長または、これに代わる者が参列する。
- (2) 生徒本人
香料10,000円、生花1基を供え、役員・当該学年委員長が会葬する。
通夜には、3,000円相当の淋見舞いをもって、会長・副会長または、これに代わる者が参列する。
- (3) 教職員 (※ 教職員の配偶者および両親)
香料10,000円、生花1基を供え、役員・当該学年委員長が会葬する。
通夜には、3,000円相当の淋見舞いをもって、会長・副会長または、これに代わる者が参列する。

第2条 病気・傷害での長期入院

- (1) 役員・委員・教職員が病気、傷害等のため長期（2週間以上）入院した場合
3,000円相当の品をもって、会長、副会長、学年委員長が見舞う。
- (2) 生徒が1か月以上入院した場合、3,000円相当の品をもって、学年委員長、学級委員が見舞う。

第3条 会員の災害

会員が火災その他により被災した場合、状況により役員会で協議し、見舞い・援助の仕方を決定する。事後、常任委員会に報告する。

第4条 上記条項に規定しない慶弔を必要とする事態が起きた場合、役員会に諮って決定する。

※ 本規定により金品を贈られた場合は、一切返礼を受けないこととする。

本規定は、平成 5年9月 1日に改定し、同日より施行する。

本規定は、平成12年4月 1日に改定し、同日より施行する。

本規定は、平成13年4月26日に改定し、同日より施行する。

本規定は、平成18年2月14日に改定し、同日より施行する。

部活動等生徒活動支援費 《内規》

豊橋市立南部中学校PTA

第1条（目 的）

この部活動等生徒活動支援費は、中小学校体育連盟主催の大会参加費及び東海大会・全国大会等に出場した場合に必要な経費（市からの支給以外）及び部活動等生徒の教育活動を支援するために必要な経費にあてることを目的とする。

第2条（支援費積立）

- （1）毎年、PTA特別会計等よりこれにあてる。ただし、金額は定めない。
- （2）必要に応じ、PTA一般会計からもこれにあてることができる。

第3条（使 途）

- （1）県大会・東海大会・全国大会の参加費にあてる。

県大会	一人あたり	1, 0 0 0 円
東海大会		2, 0 0 0 円
全国大会		3, 0 0 0 円
- （2）東海大会・全国大会の付き添い生徒の旅費・宿泊費にあてる。但し、全国大会の開催地によっては協議の上、必要経費の一部を受益者負担とすることもある。
 - ※ 東海大会・全国大会の旅費・宿泊費は、登録選手に限り市から支給される。
 - ※ 市の大会参加旅費規程に準じて補助する。
- （3）東海大会・全国大会等に出場した部活動で、学校で認めた外部コーチ等がいれば、その旅費・宿泊費にもあてる。
- （4）東海大会・全国大会への出場に伴う必要経費を負担する。（ナンバーカード・ゼッケン代・県で統一されたユニフォームの代金、プログラム代等）
- （5）部活動等生徒の教育活動に伴う必要経費にあてる。
- （6）上記に規定しない経費が必要な場合は、役員会に諮って決定する。

第4条（支援費の執行）

- （1）執行については、PTA役員会に諮りPTA会長の決裁を得る。
- （2）執行状況について、次年度のPTA総会で報告する。

付則 平成23年 4月 1日 改正
平成28年 7月 5日 一部改正
令和 3年 7月20日 一部改正